

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「三十歳以上の者であつて、」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。